

港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成事業におけるJ-クレジット創出に向けた連携事業候補者選考に関する質問への回答

質問番号 (事務局整理順)	質問事項	資料名	該当ページ	質問内容	回答
1	事業者に関する書類について	港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成事業におけるJ-クレジット創出に向けた連携事業候補者募集要項	4	(4) 提出資料 ① 事業者に関する書類について。 「地方法人特別税」は現状廃止されているが、「特別法人事業税」に関して記載された証明書でよいか。	「特別法人事業税」が記載された証明書の提出をお願いします。
2	業務責任者について	港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成事業におけるJ-クレジット創出に向けた連携事業候補者募集要項	5	9 提案に当たっての注意事項 (8)について 業務責任者は、【様式2】に記載する代表者、もしくは担当者と同じと考えてよいか。	様式上では記載を求めておりませんが、本件選考における代表者（協定締結権限の有無は問いません）を想定し、原則として令和8年6月末まで変更を行わないものとします。
3	審査について	【別紙2】港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成事業におけるJ-クレジット創出に向けた連携事業候補者選考基準	1	2 審査の実施方法 (1) 審査について ①プレゼンテーションの参加可能人数に制限はあるか。 ②プレゼンテーション時に、提出資料以外の資料を使用して説明することは可能か。	①参加人数について 原則3名までとし、上述の業務責任者（本件選考における代表者）及び担当者を含みます。なお、共同事業体を構成する場合は、1者増えるごとに2名までの増員を可とします。なお、プレゼンテーションに関与しない者の入場はご遠慮ください。 ②提出資料以外の資料利用について 追加資料の配布は認めませんが、補足資料の映写は可能です。
4	区のJ-クレジット取得について	【別紙2】港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成事業におけるJ-クレジット創出に向けた連携事業候補者選考基準	2	3 評価項目及び評価視点について 「区が取得できるJ-クレジット量は十分か」とあるが、どの程度の取得を十分と判断するのか（判断基準）。	当該評価項目に限り、相対評価で判断します。 最低限取得が必要な量についての定めはありません。 提案された区の取得量の平均値を配点の半分の点数とし、平均を上回る又は下回った場合にそれぞれ加点・減点します。 なお、応募事業者が1者のみであった場合、配点の半分の点数として採点されます。
5	専門分野有資格者数について	【様式4】事業者概要及び業務実績	1	専門分野有資格者数について 本事業における専門分野有資格者とは具体的にどのような資格を想定しているか。	脱炭素分野における資格（GX検定等）、情報管理・セキュリティ分野における資格（情報セキュリティ管理士等）を想定しています。 なお、これらの資格は必須要件ではなく、総合評価において参考とさせていただきます。
6	J-クレジット創出対象メニュー届出書	【様式6】J-クレジット創出対象メニュー届出書	1	①管理組合等（対象）について 対象は法人格を有する団体という前提であるか。 ②区民（対象）について 東京都における住宅等の太陽光パネル設置義務化の影響は受けないという想定か。	①管理組合等（対象）について 今回の選考においては、建物の区分所有等に関する法律（区分所有法）第3条に基づく法人格を有さない社団とし、助成金の申請と同様に、代表権を理事長（個人）が有するものとします。 なお、実態としては法人格を有する管理組合や外部管理者（第三者管理者）方式として管理会社（法人）が申請する例もありますが、件数を集計しておりません。 ②区民（対象）について 影響は無いものとして試算いただき、考慮すべき点や懸念点がある場合は様式7における算出時に補足として記入してください。
7	J-クレジット取得計算書（照明機器LED化）について	【様式7-3】J-クレジット取得計算書（照明機器LED化）	1	更新扱い（蛍光灯からLED照明へ）と新設扱いのどちらの前提で算出した方がよいか。 (更新扱いの場合、更新前の設備は法定耐用年数の2倍を超えておらず、設備の詳細についても書類が揃っている必要がある)	区民等から従来設備の情報（設置機器、設置年月等）の提出がされない可能性が高いため、新設扱いとして算出してください。 なお、【様式7-3】J-クレジット取得計算書（照明機器LED化）について、中小企業者の入力にあたっては、V列～AE列に該当する3ページ目は使用しません。 A列～K列（1ページ目、中小企業者等）、L列～U列（2ページ目、管理組合等）を使用してください。